



あべ けんいち 議員
阿部 憲一

新型コロナウイルスワクチン

ワクチン接種を中止せよ

町長／H30知識判断委員会取組2222

阿部：今やmRNAワクチンの接種で亡くなり、重症化した人々の被害訴訟は戦後最大。接種と因果関係ありの死亡は1,908人。これは医師の任意報告であり、実態は桁が違う。ファイザー社は米・食品医薬品局へ1,291種類の薬害リスクを報告。こんなものを子供にまで打つことは許されない。重症化予防の代替手段は複数ある。大阪大学でのネズミへの接種実験では、5回目に死ぬネズミが出て、8回目で

全匹が死亡。町長はみすみ犠牲者を増やしている。接種はいつ中止するのですか。

町長：新型コロナウイルスワクチン接種については、予防接種法第6条に基づき第一号法定受託事務として実施しています。

ワクチン接種は、強制ではなく本人や保護者の意思に基づき受けるもので、メリット、デメリットについて正しい知識を持った上で判断できるよう取り組んでいます。

浅倉橋付帯工事

組織的隠蔽は明らか

町長／実態を正確に報告している

阿部：浅倉橋の土手の付帯工事の件、会計検査院の検査の結果、工事が設計と違うとして交付金の内101万円の返還を求められ、町は施工業者の横山建設が勝手にやったこととして修繕工事をやらせられた。町が事業者を悪者にした上、不当な経済負担を二度も負わせた。私も「財界ふくしま」も横山建設の工事責任者に聞き取りをした。建設課では監督員が道路のかさ上げぐら

いと工事を了解したが、検査で引っ掛かったのが「横山建設が勝手にやった」こととして、指名停止1カ月の処分にし、問題を全て押し付けたのが真相だ。副町長は横山建設を呼び責任を認めさせようとした。

町は協議書がないので検査しなかったと言

い逃れをしているが、それなりの規模で外形的にも大きな変化が分かるものを、工事を町の監督員も検査員もどう気付かなかったと言うのですか。

町長：設計図書と違う施工を確認できなかったことは、検査の在り方として不十分であり反省いたします。

阿部：それなら、横山建設が嘘を吐いているか、監督員が虚偽報告をしているか、後者を承知で町ぐるみで口裏合わせをしているか。どちらですか。

町長：監督員が虚偽報告や町ぐるみで口裏合わせをしている実態はありません。

阿部：会計検査院は町の監督及び検査が十分でなかったと指摘。ここでも「横山建設が勝手にやった」と、国への虚偽報告ではないですか。

町長：会計検査院に検査過程及び事象の経緯

について実態を正確に報告したものであり、作り話や虚偽報告をしているものではないと聞きます。受注者に対し聞き取りを行い、協議がなされないまま当該工事を施工したことを確認しました。

阿部：総務課長「検査は膨大であることから一定部分を抽出し」で現物は見ない、知らないでは通らない。東北経済産業局からも「検査の在り方に問題があった」と指導を受けており、副町長が建設課長・職員に口頭注意処分。自らミスを確認しているではないか。町に責任がある。応分の負担を横山建設に支払うつもりはありますか。

町長：手直し工事については、工事請負契約約款第41条の規定に基づき受注者の瑕疵担保責任により受注者の負担となるものです。

町は受注者に対し、手直し工事に係る費用を支払うものではありません。

核燃料

使用済み燃料を地下へ

町長／安全管理体制の構築を求めていく

阿部：中国、ロシアだけでなく、北朝鮮も潜水艦から誘導ミサイルを発射できる状況に。有事に全国の原子炉の使用済燃料プールを沖の潜水艦から狙われたら応戦どころではなくなる。使用済の核燃料はアルファ核種の塊。福島第一原発はこの燃料を共用プールに集め、福島第二原発はすぐお隣。原子力規制庁に地層処分か地下への仮埋設を強く求めるべきだ。

町長：使用済み燃料を地下に移す地層処分等については、候補地の選定調査を実施している現況にあります。

町は、福島第一原子力発電所における使用済み燃料を始めとする原子炉の安全管理体制の構築を求めていきます。

一般質問が 一問一答式に変わります

これまで広野町議会の一般質問は、一括して質問、一括して答弁を行った後、再質問からは一問一答式で行ってききました。「一括質問・一括答弁方式」は、まとめて（一括して）質問するため、質問全体の趣旨がわかりやすい反面答弁もまとめて（一括して）行うため、質問と答弁に時間差があり、傍聴者にはわかりにくい場合があります。広野町議会基本条例第7条第2項において「一般質問は60分制限一問一答式で行うものとする」としたことから、令和5年3月定例会より、一般質問は一問一答式とすることにしました。

	一括質問・一括答弁方式 (従来方式)	一問一答方式 (新たな方式)
質問と答弁の方法	議員が質問事項をすべて一括して質問し、その後町長・教育長がその質問事項について一括して答弁を行う。 通告した質問が全部終わった後の再質問は、一問一答式で行う。	1つの質問事項を質問した後、町長・教育長がその質問事項について答弁を行い、その後次の項目を質問します。 再質問からではなく、1回目から一問一答式で行う。
時間	答弁を含めて1人60分以内	答弁を含めて1人60分以内
質問回数	制限なし	制限なし
質問の場所	一般質問席	一般質問席
答弁の場所	演壇に登壇し答弁 再質問の答弁は自席	1つの質問ごとに演壇に登壇し答弁 再質問の答弁は自席
質問と答弁の流れの例	○議員 ・1の質問（町長へ） ・2の質問（町長へ） ・3の質問（教育長へ） ↓ ○執行部 ・1に対する答弁（町長） ・2に対する答弁（町長） ・3に対する答弁（教育長） ↓ ○議員 ・1の再質問（町長へ） ↓ ○ ・1の再質問に対する答弁（町長） ↓	○議員 ・1の質問（町長へ） ↓ ○執行部 ・1に対する答弁（町長） ↓ ○議員 ・1の再質問（町長へ） ↓ ○執行部 ・1の再質問に対する答弁（町長） ↓ ○議員 ・2の質問（町長へ） ↓ 執行部 ・2に対する答弁（町長） ↓